

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の実施について

平成 30 年 12 月 12 日
内閣府官民人材交流センター長決定

「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成 26 年 6 月 24 日内閣総理大臣決定）1（1）に規定する業務の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 目的

内閣府官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、国家公務員が培ってきた能力や経験を社会全体で活かしていくため、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」に基づき、離職後の就職を希望する職員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）及び一般定年等隊員（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 65 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）（職員又は一般定年等隊員であった者を含む。以下「再就職希望者」という。）並びに再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、相互に提供する求人・求職者情報提供事業（以下「本事業」という。）の実施により、再就職規制を遵守した自主的な求人・求職活動を支援する。

2 本事業を利用できる再就職希望者

再就職希望者のうち、45 歳以上であって、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの者（職員又は一般定年等隊員であった者については、離職後 2 か月以内にセンターに利用の申込みをした場合であって、利用開始から 1 年を経過しない者に限る。）は本事業を利用することができる。ただし、懲戒免職の処分を受けた者その他の再就職支援を受けることが適当でない者は利用できないものとする。

3 本事業を利用できる求人者

再就職希望者の採用を希望する求人者は、本事業を利用することができる。ただし、求人者の業務に関し役員等が贈賄罪その他の罪を犯した場合における当該求人者及び暴力団関係者その他の再就職支援の対象として適切でない求人者は利用できないものとする。

4 本事業の実施

センターは、再就職希望者及び再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、当該再就職希望者及び当該求人者に関する情報を、それぞれ、当該求人者及び当該再就職希望者に提供し、再就職希望者から求人者への応募希望や求人者から再就職希望者への応募勧奨に係る連絡の取次ぎを行う。

その際、センターは、必要に応じ、再就職希望者が応募しようとする求人者が、利害関係企業等（国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等をいう。）又は各府省等がその所属する職員若しくは一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者を含む。）の再就職の自粛措置を実施している場合の自粛対象に該当するか否かについて、当該再就職希望者が所属する府省等又は所属していた府省等に確認を求め、当該再就職希望者が当該求人者に応募することが国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項の求職活動規制及び各府省等による自粛措置に抵触しないことが確認された場合に限り、連絡先その他の応募に必要な情報を当該再就職希望者及び当該求人者に連絡する。

5 本事業の実施状況の公表

センターは、本事業の実施に係る状況について、毎年度 1 回内閣総理大臣に報告を行うとともに公表するものとする。

6 官民人材交流副センター長への委任

この決定に定めるもののほか、本事業を実施するために必要な事項は、官民人材交流副センター長が定める。